

2018 年
9 月号

- トピックス
- I. 台湾における公務員に対する贈答・接待に関する基準について
 - II. ベトナムサイバーセキュリティ法
 - III. ベトナム新競争法における企業結合の規制条項
 - IV. 東部経済回廊 (Eastern Economic Corridor): タイへの投資は新たな高みへ

I. 台湾における公務員に対する贈答・接待に関する基準について

執筆者: 孫 櫻倩、紀 鈞涵

1. はじめに

汚職・腐敗防止活動を展開する国際 NGO であるトランスペアレンシー・インターナショナル(Transparency International)が毎年公表している腐敗認識指数 (corruption perceptions index, CPI)に関する 2017 年度の集計結果によれば、台湾は、日本と同レベルの清廉度を有する国・地域として分類されています¹。もともと、その実態としては、この数年だけに限っても贈収賄事件の報道は絶えず、またその中には、公共工事等に係る政府調達案件を中心に、日系企業の社名が贈賄側として挙げられる事例も少なからず見受けられます。このような状況も受け、台湾に進出している日系企業の中には、台湾における公務員に対する贈答や接待が刑法等²による贈賄の罪に該当する恐れを極力回避するべく、これらについての金額基準を予め社内規程として定めようとする動きやニーズも増しているように感じられます。

この点、刑法等における贈収賄罪に関する構成要件中には公務員に対する利益供与に係る金額基準は特に明定されておらず、またかかる金額基準について明示する判例も不見当ではあるものの、公務員の職務上の倫理規定として台湾行政院³が制定・公布した公務員倫理規定⁴(中国語による原文表記では、『公務



【台北の新ランドマークの一つとして注目される台北南山広場ビル(台湾で 2 番目に高い超高層ビル)が本年 6 月にオープン。】

¹ 2017 年度のランキングによれば、日本の清廉度が 20 位とされているのに対し、台湾は 29 位にランクされています。
以下参照: https://www.transparency.org/news/feature/corruption_perceptions_index_2017。

² 刑法及びその特別法に当たる汚職治罪条例(中国語による原文表記では、『貪污治罪條例』)を指します。以下同じ。

³ 台湾における「国家の最高行政機関」(中華民國憲法第 53 条)とされ、日本における内閣と各省庁を併せたものに相当します。

⁴ 「公務員」については、中央政府と地方政府との別も含め、それぞれの所属する機関ごとに定められた別異の倫理規定が適用され得る点に留意が必要ですが、その上でなお、上記行政院による公務員倫理規定については、OECD や APEC の要請にも照らし、米国、日本及びシンガポールの例も参考として策定されたものであること、並びに中央政府における中枢を担う行政機関が制定した倫理規定である点に照らし、台湾における公務員倫理規定のスタンダードであると考えられます。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

員廉政倫理規範』。以下、「行政院倫理規定」といいます。)が示す基準が、一定の参考になるものと考えられます。

そこで本稿では、2010年7月30日に修正公布された最新の行政院倫理規定に基づき、台湾における公務員に対する贈答・接待に関する基準につき説明します。

2. 公務員に対する贈答に関する基準

行政院倫理規定第4条は、公務員がその職務と利害関係を有する者との間で財物の贈答を要求、約束し、又はこれを收受することを禁止しています。但し、同条の規定によれば、以下の①乃至③のいずれかに該当する場合で、且つそれが偶発であり特定の権利義務に影響する恐れのない場合には、贈答の授受が例外的に認められ得ることになります。

- | |
|--|
| <p>① 公務の要請に基づき、国の内外を訪問する場合、賓客のアテンドを行う場合、又は業務及びコミュニケーションの協調・円滑化を図る場合で、儀礼・慣習等に依り行う活動である場合。</p> <p>② 授受の対象となる財物の市場価格が500 新台幣ドル以下であるか、又は、一人の人物ではなく多数人に供する目的でなされる授受の対象となる財物の市場価格の総額が1,000 新台幣ドル以下である場合。</p> <p>③ 婚約、結婚、出産、転居、就職、昇進異動、退職、辞職、離職、又は本人、配偶者若しくは直系親族の傷病若しくは死亡等に係る、お祝い又はお見舞いとしての授受であって、その対象となる財物の市場価格が、「社会一般のマナー・慣習に照らした正常な基準」を超えない場合。</p> |
|--|

なお、この内上掲③の「社会一般のマナー・慣習に照らした正常な基準」を超えない場合については、後述「4.」の説明を併せてご参照ください。

3. 公務員に対する接待に関する基準

行政院倫理規定第7条第1項は、公務員がその職務と利害関係を有する者との飲食の機会に参加することを禁止しています。但し、同項の規定によれば、以下の①乃至③のいずれかに該当する場合には、その例外の適用が認められ得ることになります。

- | |
|---|
| <p>① 公務の要請に基づき、国の内外を訪問する場合、賓客のアテンドを行う場合、又は業務及びコミュニケーションの協調・円滑化を図る場合で、参加の必要が確実に存する場合。</p> <p>② 民俗的イベントとしての公開の活動であり且つ一般人の参加も予定される場合。</p> <p>③ 婚約、結婚、出産、転居、就職、昇進異動、退職、辞職又は離職等に伴う活動であって、「社会一般のマナー・慣習に照らした正常な基準」を超えない場合。</p> |
|---|

なお、この内上掲③の「社会一般のマナー・慣習に照らした正常な基準」を超えない場合については、後述「4.」の説明を併せてご参照ください。

また、行政院倫理規定第7条第2項の規定によれば、「公務員は、その職務と利害関係を有さない者との飲食の機会であっても、その身分や職務に照らし不相応、不適切である場合には、なおこれを辞退又は回避しなければならない」旨が定められていますので、この点についても併せてご注意ください。

4. 「社会一般のマナー・慣習に照らした正常な基準」について

行政院倫理規定第2条第3項の規定によれば、上掲「2.」及び「3.」の各③における「社会一般のマナー・慣習に照らした正常な基準」を超えない場合とは、一般的な社交儀礼としての贈答、接待等であって、市場価格が3,000 新台幣ドルを超えない場合を指

すものとされています。但し、同一年度内における同一出所⁵からの贈答・接待に関しては、その合計額につき 10,000 新台幣ドルを上限とすべき旨が別途定められているため、併せて注意が必要です。



ソン インチェン
孫 櫻倩

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 外国法パートナー*

i_sun@jurists.co.jp

2003年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2014年外国法事務弁護士登録(第一東京弁護士会)。2003-2006年台北の寰瀛法律事務所(Formosan Brothers 法律事務所)ほかにて勤務。日本を拠点として活動する数少ない台湾弁護士の一人として、M&A、ファイナンス、国際取引全般、独占禁止法、および知財争訟等を中心に、日台間の幅広い渉外案件に従事。

*外国法共同事業を営むものではありません。



キ キンカン
紀 鈞涵

西村あさひ法律事務所 フォーリンアトニー

c_chi@jurists.co.jp

2005年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2005-2012年台北の萬國法律事務所(Formosa Transnational Attorneys at Law)にて勤務。M&A、労務、コンプライアンス、一般企業法務、民商事紛争ほか日本企業が直面する台湾関連の法務問題全般に関し、総合的なリーガルサービスを提供。

⁵ 中国語による原文表記では、『来源』。贈答・接待による利益供与を行う主体を指します。

Ⅱ. ベトナムサイバーセキュリティ法

執筆者: 今泉 勇、Nguyen Thi Thanh Huong

ベトナム国会は、このたび、サイバーセキュリティ法(「本法」)を可決しました。2019年1月1日から発効する予定です。

本法に関しては、サービスの現地化の義務づけとオンライン上のコンテンツに対するより厳格な政府規制が議論の争点となっていました。

本法によると、(a)ベトナムにおいて電気通信、インターネット及びサイバー空間における付加価値サービスを提供し、かつ(b)ベトナムにおける個人情報に関するデータ、サービス利用者の関係に関するデータ及びサービス利用者の作成したデータの収集、利用、分析又は加工を行う企業は、ベトナム国内の企業であれ国外の企業であれ、ベトナム政府の定める一定期間中は、そのデータをベトナムで保管しなければなりません(本法 26.3 条)。国外の企業は、従前の規制の下では、ベトナムの情報通信省に連絡先を届け出ればよかったのですが、本法上は、ベトナムに支店又は駐在員事務所を設けることが義務づけられました。

このようにサービスを現地化することが義務づけられたことに加えて、ベトナム政府は、サービス提供者に対して規制当局への緊密な協力を求めることにより、オンライン上のコンテンツに対する規制を強化しました。例えば、本法により、ベトナムにおいて電気通信、インターネット及びサイバー空間における付加価値サービスを提供する企業は、ベトナム国内の企業であれ国外の企業であれ、以下のような責任を負います。

- (1) 利用者がデジタルのアカウント登録をする際に情報を確認し、利用者とそのアカウントに関する情報については秘密を保持し、本法の違反について捜査と処分を行うために書面による要請のあった場合には公安省の下にあるサイバーセキュリティ対策委員会に対して利用者情報を提供すること。
- (2) サイバーセキュリティ対策委員会又は情報通信省からの要請のあった場合、その要請から 24 時間以内に、禁止されている情報を削除してそのような情報が共有されることを防止し、本法の違反について捜査と処分を行うために政府の定める期間内はシステム内で履歴を記録しておくこと。
- (3) サイバーセキュリティ対策委員会又は情報通信省からの要請のあった場合、サイバー空間上で禁止されている情報を掲示している電気通信、インターネット及びサイバー空間における付加価値サービスについて、組織又は個人に対する提供を差し控え又は中止すること。

以上のような義務に関する規定は、従来、政令 72/2013/ND-CP(「政令 72 号」)及びその施行規則に散在していました。しかしながら、従前に比較して、本法はより包括的で厳格な規定を有しています。例えば、本法の下では、いずれかの利用者がインターネット上での情報の共有、掲示又はアップロードに関する規則に違反した場合、サービスを提供する企業は、ベトナム国内の企業であれ国外の企業であれ、(i)情報を遮断し、削除すること、(ii)このような利用者に対するサービスの提供を中止し、これを拒否すること、(iii)違反に関する捜査と処分のために、システム内で履歴を記録し、これを要請のあった場合は当局に提供することを義務づけられています。同様の状況下でも、現行の規制(政令 72 号及び通達 38/2016/TT-BTTTT)では、サービス提供者に、情報を削除し、情報通信省からの要請に応じて情報の取扱いにつき必要な措置を講じ、又は当局と協力して情報を削除し又はその情報がベトナムにおける利用者によりアクセスされることのないように防止する一般的な義務を課すのみです。

また、政令 72 号と比較すると、本法は、規制範囲を画するサービス提供者の定義を広げています。特に、政令 72 号が、インターネットサービス、オンライン情報及びオンライン電子ゲームの管理、提供及び利用に直接に関与し又はこれらに係る個人又は組織について、ベトナム国内のものであれ国外のものであれ対象とするのに対して、本法は、規制する対象を特定する規定がありません。本法は、ベトナム国内の企業であれ国外の企業であれ、電気通信、インターネット及びサイバー空間における付加価値サービスを提供する企業を含め、全ての関係する機関、組織、個人について規制することを意図していると思われます。

本法の規定については、施行規則に詳細な定めがおかれ、明確になる予定です。本法が実際にどのように適用されるのかにつ

いては、この施行規則の公布まで不明な部分が残ります。



いまいずみ いさむ
今泉 勇

西村あさひ法律事務所 弁護士

i_imaizumi@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。国内案件における M&A、一般企業法務の経験を生かし、ベトナム・インド・ミャンマー等のアジア各地の新興国へ進出・展開する日系企業案件を担当。2012-2013年インドの Khaitan&Co 法律事務所への出向、東京事務所での集中的なアジア業務対応、2016年3月以降ホーチミン事務所での駐在勤務経験を経て、2017年5月より東京事務所に復帰。



グ エ ン テ イ タ ン フ オ ン
Nguyen Thi Thanh Huong

西村あさひ法律事務所 ハノイ事務所 フォーリンアトニー

nguyen.thi.thanh.huong@jurists.jp

ベトナム社会主義共和国弁護士登録。ハノイ市の YKVN 法律事務所等約10年の実務経験を経て、2013年に西村あさひ法律事務所ハノイ事務所入所。

Ⅲ. ベトナム新競争法における企業結合の規制条項

執筆者: Truong Huu Ngu、今泉 勇

2018年6月12日、競争法 23/2018/QH14(以下「新競争法」といいます。)が国会で採択されました。新競争法は2019年7月1日から施行され、これと同時に15年ほど前からの競争法 27/2004/QH11(以下「現行法」といいます。)は廃止されます。本稿では、その施行時にはM&A取引に重大な影響を与えることになる、新競争法の企業結合の規制条項に焦点をあてて概説します。

1. ベトナム領外での行為にも正式に適用

新競争法は、ベトナム市場に競争制限効果を与えるかその可能性のある、企業結合、合併、資産又は株式の取得¹、及び合併を含む「経済集中」(以下「M&A取引」といいます。)にあたる活動について明確に規律しています。(新競争法の法案作成をリードした)商工省によれば、新競争法により、ベトナム領外で行われるM&A取引を規制対象とする法律上の根拠がより強固になるとのことです。

例えば、それぞれベトナムに子会社を有する日本企業二社の企業結合がベトナム市場に競争制限効果を与えるかその可能性がある場合、ベトナムの競争法関係法令の適用対象となる可能性があります。

2. 経済集中に関する事前届出

現行法の下では、参加企業の市場占有率の合計が30%から50%以上になる場合に、そのようなM&A取引を当局に届け出る必要があります。新競争法は、届出が義務づけられるM&A案件の要件に関して、複数の一般的な要素を挙げるに止まり、政府はこれらのうちから一つを根拠として具体的な要件を定めます。

新競争法の挙げる要素は、以下のものです。

- (a) 参加企業のベトナム市場における総資産の合計
- (b) 参加企業のベトナム市場における総売上の合計
- (c) M&A取引の価値
- (d) 参加企業の関連市場における市場占有率の合計

新競争法の法案作成中、商工省は、次の三つのケースのうちの一つにおいて、M&A取引の届出を義務づけることを目論んでいました。

- ・ 参加企業のいずれかのベトナム市場における総資産が、5000億ベトナムドン(およそ2170万米ドル)以上である場合。
- ・ 参加企業のいずれかのベトナム市場における総売上が、1兆ベトナムドン(およそ4350万米ドル)以上である場合。
- ・ M&A取引の価値が、5000億ベトナムドン(およそ2170万米ドル)以上である場合。

ただし、今後、政府が同様の基準を定めるかどうかは、明らかではありません。

3. 二段階審査

届出が必要とされる場合、参加企業は、国家競争委員会に対して、次の内容を明らかにするため、多数の書類を提出する必要があります。

- (a) 予定している取引に関する契約書案、覚書案の内容
- (b) 各参加企業の直近2年分の財務諸表

¹ 新競争法の文脈における株式又は資産の取得とは、取得対象となる企業又はその事業を管理又は支配するのに十分な程度に、ある企業が他の企業の持分又は資産の全部又は一部を購入することをいいます。

- (c) 親会社、子会社、関連会社、支店、駐在員事務所、その他各参加企業の傘下にある会社のリスト
- (d) 参加企業の直近 2 年分の市場占有率に関する情報
- (e) 予定している取引が持つ可能性のある競争制限効果に対する救済策
- (f) 予定している取引の持つ好ましい影響(中小企業の成長促進やベトナム事業の世界市場における競争力の強化など)に関する評価報告書
- (g) 予定している取引の持つ好ましい影響を強化する方策

国家競争委員会は、予備的なものと公式なものの二段階の審査を行います。

予備的な審査には、最大 30 日を要し、国家競争委員会は、予定している取引が実行可能なものか、さらに公式な審査が必要かどうかを判断します。

公式な審査には、国家競争委員会が公式審査を進める決定をした日から最大 90 日(複雑な事案では 150 日)を要します。

公式な審査の最後に、国家競争委員会は、次のいずれかの決定をします。

- ・ 予定している取引の許可
- ・ 予定している取引の条件付許可
- ・ 予定している取引の禁止

4. 条件付取引

条件付取引であっても実行することは可能ですが、参加企業は、国家競争委員会が許可に当たり条件とした以下の方策のうち一つ以上の履行を約束しなければなりません。

- (a) 参加企業の株式又は資産の一部を分離、分割又は売却すること
- (b) 当該取引により形成される会社が締結する契約における、商品や役務の価格その他の契約条件を管理すること、又は、
- (c) 市場における競争制限効果を克服し、又は当該取引の好ましい影響を強化する方策を講ずること

以上の方策は、国家競争委員会の承認したところに従い、当該取引の前後に講じられることになります。

5. 取引の禁止

現行法は、参加企業の市場占有率の合計が 50%を超過する場合、そのような M&A 取引を禁止しています。新競争法の下では、市場において重大な競争制限効果を生じさせるか又はそれだけの能力のある場合、当該取引が禁止されます。

重大な競争制限効果を持つかどうか又はその能力のあるかどうかについては、以下の要素のいずれか又はその組み合わせを基本に、国家競争委員会が監視役として審査します。

- (a) 予定している取引の参加企業の市場占有率の合計
- (b) 予定している取引の前後での関連市場における集中の程度
- (c) 予定している取引の参加企業間の関係
- (d) 関連市場において予定している取引がもたらす競争上の優位性
- (e) 当該取引により形成される会社が、販売面で著しく価格又は利益率を上昇させるだけの能力
- (f) 当該取引により形成される会社が、他の企業による市場への参入又は拡大を排除又は妨害するだけの能力
- (g) 予定している取引の参加企業が事業を行っている産業や分野における特殊な要素

6. 罰則等の制裁

新競争法に違反した M&A 取引の参加企業に課される制裁には、とりわけ以下のものがあります。

- (a) 国家競争委員会の議長による警告
- (b) 当該取引が実行された年の直後の会計年度における(ベトナム市場における)総売上上の 5%を上限とする罰金

- (c) 違反による利益の没収
- (d) 強制的な会社再編
- (e) 当該取引により形成された会社の分離、分割、又はその株式若しくは資産の全部又は一部の売却の強制
- (f) 当該取引により形成された会社が、契約における商品及びサービスの購入価格若しくは販売価格又はその他の取引条件について、国家当局の管理に服すること

外国投資家が M&A を通じてベトナムへ参入することを希望する場合には、新競争法に関して政府から出される案内や企業結合実務の関する最新の展開に、後れを取らないようにしていく必要があります。



チョン フウ グー
[Truong Huu Ngu](#)

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 ベトナムカウンセル
truong.huu.ngu@jurists.jp

ベトナム社会主義共和国弁護士登録。ホーチミン市のロゴス法律事務所等約4年の実務経験を経て、2011年に西村あさひ法律事務所ホーチミン事務所入所。



いまいずみ いさむ
[今泉 勇](#)

西村あさひ法律事務所 弁護士
i_imaizumi@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。国内案件における M&A、一般企業法務の経験を生かし、ベトナム・インド・ミャンマー等のアジア各地の新興国へ進出・展開する日系企業案件を担当。2012-2013年インドの Khaitan&Co 法律事務所への出向、東京事務所での集中的なアジア業務対応、2016年3月以降ホーチミン事務所での駐在勤務経験を経て、2017年5月より東京事務所に復帰。

IV. 東部経済回廊 (Eastern Economic Corridor): タイへの投資は新たな高みへ

執筆者: 小原 英志、Jirapong Sriwat、下向 智子

1. はじめに

東部特別開発区(Eastern Special Development Zone)又は東部経済回廊(Eastern Economic Corridor)(以下「EEC」といいます。)は、タイのイースタン・シーボード(具体的には東部のチャチェンサオ、チョンブリ及びピラヨーン)の経済発展を目的としたパイロットプロジェクトです。タイの EEC は、ASEAN 域内の貿易、製造及び輸送の中核を担う ASEAN 経済共同体(AEC)の中心部に位置することから、最新の「アジアのハブ(Gateway to Asia)」への成長が見込まれており、この点はタイが国を挙げて「タイランド 4.0」の実現を目指しているため極めて重要です。タイ政府は、公益事業、輸送システム、物流、人材及び投資手続きを円滑にするためのワンストップサービスセンターの開発など、EEC の経済成長を支援し、促進するための施策を講じています。

2. 対象事業

仏暦 2561 年(西暦 2018 年)東部特別開発区法(以下「EEC 法」といいます。)は、2018 年 5 月 14 日に官報に掲載され、2018 年 5 月 15 日に施行されました。EEC 法は、タイの経済成長を促進するために、下記の 10 の対象事業に対する投資(外国からの直接投資を含みます。)について便宜を図り、誘致することを主な目的としています。

- (1) 次世代自動車
- (2) スマートエレクトロニクス
- (3) 高度な農業・バイオテクノロジー
- (4) (高機能で高付加価値な)食品
- (5) 高所得者向け観光・医療福祉観光
- (6) デジタル産業
- (7) ロボット産業
- (8) 航空・ロジスティクス
- (9) ヘルスケア
- (10) バイオ燃料・生化²

3. 投資恩典

EEC 法に基づき、EEC 政策委員会は、対象事業の競争力を強化するために EEC 内に特別経済促進区(Special Economic Promotion Zones)(以下「SEPZ」といいます。)を設置することができます³。SEPZ 内の事業者は、次の主要な投資恩典を享受できます⁴。

- ・ **土地及びコンドミニアムを所有する権利:** 外国事業者は、SEPZ 内において、承認された事業用に土地を所有することが認められる場合があります。また、コンドミニアムに関する法律に定める外国人所有規制の適用除外を受け、事業及び居住目的でコンドミニアムを所有できることがあります。
- ・ **SEPZ 内の土地又は不動産を賃貸借、転貸する権利:** SEPZ 内の事業者は、土地賃貸借契約を締結することができる場合

¹ タイランド 4.0 とは、過去の経済開発モデル(農業に注力したタイランド 1.0、軽工業に注力したタイランド 2.0、重工業に注力したタイランド 3.0)によって生じた経済問題からの脱却を図ることを目的とした経済開発モデルです。経済問題には、「中所得国の罠」、「不平等の罠」及び「不均衡の罠」などがあります。詳しくはワシントン D.C.タイ王国大使館の Thailand 4.0 をご参照ください(ウェブサイト URL:<http://thaiembdc.org/thailand-4-0-2/>) (最終アクセス日:2018 年 8 月 2 日)。

² 2018 年 EEC 法の第 39 条をご参照ください。

³ 2018 年 EEC 法の第 39 条及び第 40 条をご参照ください。

⁴ 2018 年 EEC 法の第 48 条をご参照ください。

があります。当該賃貸借契約の最初の賃貸借期間は最大で 50 年とされており、承認が下りれば更新することもできます。その場合、更新後の賃貸借期間は 49 年以下とされています。

- ・ **熟練労働者の受入:** 事業者は、SEPZ 内の事業に従事させるために熟練労働者、エグゼクティブ及び専門家並びにその配偶者及び子供を迎え入れることが認められる場合があります。
- ・ **労働許可(ワークパーミット)の免除:** EEC 政策委員会が指定する特定の職業(投資家、専門家及び科学者など)は、EEC 事務局長(Secretary-General)の許可が下りた場合、外国人の就労管理に関する法律に基づく労働許可(ワークパーミット)の要件を免除されることがあります。
- ・ **ASEAN 諸国内で最も低い個人所得税率(17%):** 奨励対象事業における国家の競争力強化に係る法律又は投資奨励法に基づき歳入局長(Director-General)の認定を受けたエグゼクティブ、専門家及びリサーチャーは、17%の個人所得税率を適用される場合があります⁵。
- ・ **法人所得税の免除:** SEPZ 内の特定の事業について、対象事業の投資奨励及び競争力強化に係る法律を前提として、EEC 政策委員会が定める基準に従って最長 15 年間、法人所得税が免除又は減税される場合があります。
- ・ **機械、原材料又は主原料に係る輸入税の免除:** SEPZ 内で事業を営む輸入業者及び輸出業者は、関税や関税法の一部の条項の適用が免除されることがあります。
- ・ **為替管理の適用除外:** SEPZ 内の事業者は、EEC 政策委員会が課す制限・要件を前提として、為替管理に関する法律の全部又は一部の適用から除外され、SEPZ 内の他の事業者との商品・サービスの支払いに外貨を使用することが認められる場合があります。
- ・ **特定の専門職に係る特権:** 特定の諸外国で既にライセンスが付与され、登録され又は認定されている専門職は、EEC 政策委員会が定める要件及び条件を前提として、通常は職務遂行前にタイの国籍、ライセンス、登録又は認定が必要な職種について、職務を遂行することが認められる場合があります。
- ・ **その他:** SEPZ に利益をもたらす事業者又は専門職は、EEC 政策委員会の裁量判断により、対象事業の投資奨励及び競争力強化に係る法律に基づき、その他の権利・特典が付与されることがあります。

EEC 法に基づき付与される投資特典の要件・条件の一部には、EEC 政策委員会が決定し、公布する追加の規則が適用される点につき、ご注意ください。

4. 申請手続き

一般的に、申請者はまず BOI に対して投資奨励に係る申請を行い、承認を得る必要があります。その後、申請者のプロジェクトが EEC に関する法律に定める資格要件及び基準を満たす場合、EEC 事務局による検討のため EEC 事務局に投資計画を提出し、EEC の投資特典について申請することができます。所定の基準に従い、申請者が提案するプロジェクトが EEC の投資特典を受けるための要件を満たす場合、EEC 政策委員会は当該投資奨励について検討し、承認します⁶。

EEC における投資奨励措置に係る BOI 通達(第 3/2561 号)に基づき、同通達に定めるプロジェクトに関する投資特典の申請は 2019 年 12 月 30 日までに行わなければなりません。

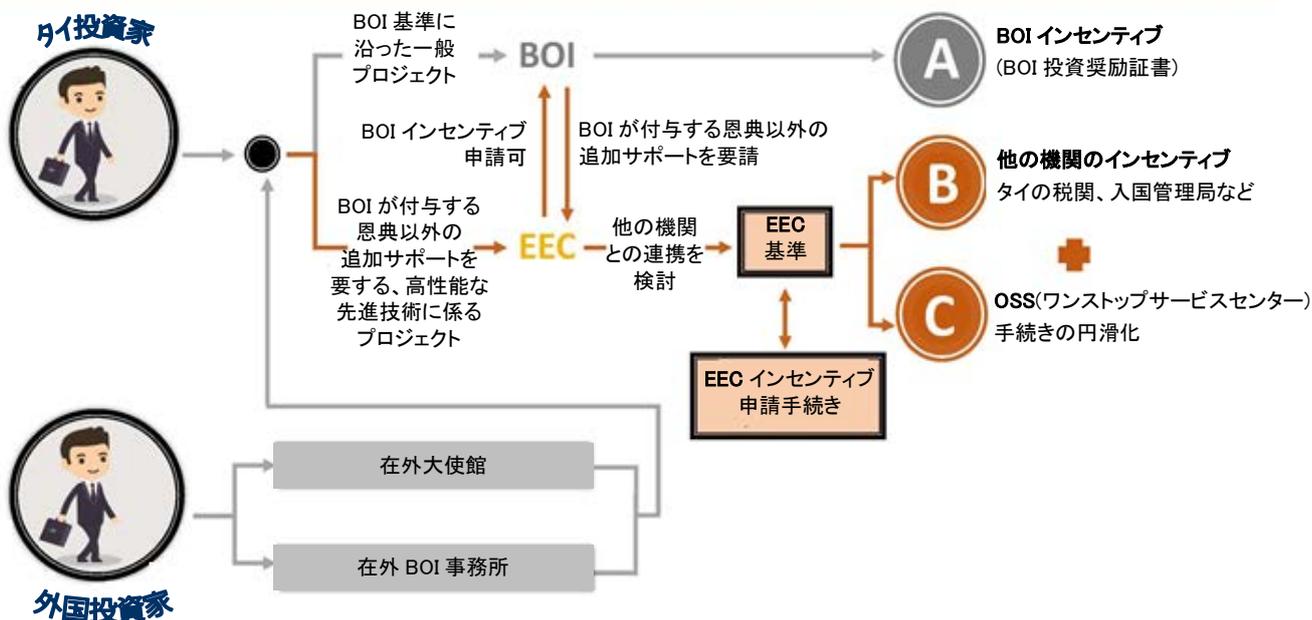
ご参考までに、EEC 投資特典の申請に関し、EEC 事務局が投資家のために作成したフローチャートを以下に貼付いたします⁷。

⁵ 歳入法に基づき公布された、税率の引き下げに関する仏暦 2560 年(西暦 2018 年)勅令(第 641 号)をご参照ください。

⁶ 東部経済回廊事務局、奨励対象投資の承認要請、<https://www.eeco.or.th/en/content/request-approval-promotional-investment> (最終アクセス日: 2018 年 8 月 2 日)。

⁷ 東部経済回廊事務局、EEC エリアにおける対象事業への投資に係る手続き、https://www.eeco.or.th/sites/default/files/EEC%20Incentive_Mar%202018_%28EN%29.pdf (最終アクセス日: 2018 年 8 月 2 日)。

EEC エリアにおける対象事業への投資に係る手続き



小原 英志

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 バンコク事務所代表

h.obara@jurists.co.jp

2013年7月バンコク事務所設立とともに、同事務所代表就任。2008-2009年三菱東京UFJ銀行米州法務室(ニューヨーク)、2011-2013年バンコクのテレキ・アンド・ギビズ法律事務所に出向。現在はバンコクを拠点として、タイ王国を中心とした東南アジア諸国における出資、合併、買収等のM&A案件、コーポレート案件等に広く携わる。



ジラポン スリワット
Jirapong Sriwat

西村あさひ法律事務所 バンコク事務所 タイパートナー*

jirapong.sriwat@jurists.jp

2004年タイ国弁護士登録。2004-2013年バンコクのリンクレーターズ法律事務所での実務経験を経て、2013年8月より西村あさひ法律事務所バンコク事務所にて勤務。タイ王国を中心とした国際コーポレートファイナンス、M&A取引、事業再生/倒産、資源エネルギー等の国内外の数多くの案件に関与し幅広い知識と実務経験を有する。

*外国法共同事業を営むものではありません。



しもむかい ともこ
下向 智子

西村あさひ法律事務所 バンコク事務所 弁護士

t.shimomukai@jurists.co.jp

2010年弁護士登録。1999-2005年厚生労働省。2014年9月よりバンコク事務所にて勤務、日系企業のタイへの進出案件や進出後の事業展開に関する業務に携わる。

西村あさひ法律事務所では現在、国内外に14の拠点を設けています。
国内拠点と海外拠点の密接な連携はもちろん、現地の有力法律事務所との協力体制も構築。
各国の法律に深く精通したリーガルサービスで、
海外への事業進出や投資活動を行う日本企業をサポートいたします。

国内拠点

東京

Tel 03-6250-6200
03-6250-7210(弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)
Fax 03-6250-7200

名古屋



社員 伊藤剛志 社員 藤井宏樹

Tel 052-533-2590
Fax 052-581-0327

大阪



社員 白杵弘宗 社員 井垣太介 社員 廣田雄一郎 社員 伴真範

Tel 06-6366-3013
Fax 06-6366-3014

福岡



社員 尾崎恒康 社員 高木謙吾 社員 舞田靖子

Tel 092-717-7300
Fax 092-726-1311

海外拠点

バンコク



代表 小原英志 タイパートナー* Jirapong Sriwat

Tel +66-2-168-8228
Fax +66-2-168-8229
E-mail info_bangkok@jurists.jp

北京



首席代表 中島あずさ 代表 大石和也

Tel +86-10-8588-8600
Fax +86-10-8588-8610
E-mail info_beijing@jurists.jp

上海



首席代表 前田敏博 代表 野村高志

Tel +86-21-6171-3748
Fax +86-21-6171-3749
E-mail info_shanghai@jurists.jp

ドバイ駐在員事務所



代表 中島和穂 駐在代表 森下真生

Tel +971-4-253-9646
Fax +971-4-253-9648
E-mail info_dubai@jurists.jp

ハノイ



パートナー 小口光 代表(ホーチミン) 大矢和秀

Tel +84-24-3946-0870
Fax +84-24-3946-0871
E-mail info_hanoi@jurists.jp

ホーチミン



代表(ハノイ) 廣澤太郎 ベトナムパートナー* Vu Le Bang ベトナムパートナー* Ha Hoang Loc

Tel +84-28-3821-4432
Fax +84-28-3821-4434
E-mail info_hcmc@jurists.jp

ジャカルタ*1



代表 Luky Walalangi 町田憲昭

Walalangi & Partners Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-5080-8600 Tel +62-21-2933-3617
Fax +62-21-5080-8601 Fax +62-21-2933-3619
E-mail info@wplaws.com E-mail info_jakarta@jurists.jp

シンガポール



共同代表 山中政人 共同代表 宇野伸太郎 パートナー 佐藤正孝

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@jurists.jp

ヤンゴン



代表 湯川雄介

Tel +95-1-382632
Fax +95-1-370949
E-mail info_yangon@jurists.jp

Okada Law Firm (香港)*2



代表 岡田早織

Tel +852-2336-8586
E-mail s_okada@jurists.co.jp

*1 提携事務所 *2 関連事務所
*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。